

みよし市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 1 日

みよし市長 小 山 祐

#### みよし市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭における庭木等の剪定で発生する枝葉（以下「剪定枝」という。）の有効利用、ごみ排出量の軽減及びリサイクル意識の高揚を図るため、市民に対する剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第 2 条 市が粉碎機を貸出しする対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 市内に所有し、又は管理する敷地内で発生した剪定枝（事業の実施等により発生した剪定枝を除く。）を自ら処理しようとする者
- (3) 粉碎機の保管場所を屋内に確保できる者
- (4) 粉碎機を適正に維持管理できる者

(貸出期間)

第 3 条 粉碎機の貸出期間は、粉碎機の貸出しを受ける日（以下「貸出日」という。）から起算して 8 日以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

- 2 貸出日及び貸出期間の満了日はみよし市の休日を定める条例（平成元年みよし市条例第 15 号）第 1 条各項に掲げる日（以下「休日等」という。）でない日とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、貸出日から起算して 8 日目の日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を返却日とすることができる。

(貸出台数)

第 4 条 粉碎機の貸出しは、1 世帯に 1 台とする。

(借用申請)

第 5 条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みよし市剪定枝粉碎機借用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、運転免許証等の申請者本人が確認できるもの（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書は、貸出しを受けようとする日の 1 か月前から提出できるものとする。
- 3 申請者から委任された者が申請を行う場合は、当該者の本人確認書類を提示するとともに、申請者の本人確認書類の写し及び委任状を提出しなければならない。

(貸出しの決定等)

第 6 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときはみよし市剪定枝粉碎機貸出決定通知書（様式第 2 号。以下「決定書」

という。)を、適当と認めないときはみよし市剪定枝粉碎機貸出却下通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

- 2 市長が適当と認める場合において、申請者の委任を受け、かつ、申請者の監督の下で粉碎機を使用する者(以下「委任使用者」という。)が粉碎機を使用することを妨げない。  
(粉碎機の貸出し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により決定書の交付を受けた者(以下「貸出決定者」という。)に対し、貸出日に、市役所において粉碎機を貸し出すものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、貸出決定者に決定書を提示させるものとする。  
(貸出料等)

第8条 粉碎機の貸出料は、無料とし、粉碎機の使用に必要な電気代等の費用については、貸出決定者の負担とする。  
(粉碎機の返却)

第9条 貸出決定者は、貸出期間の満了日までに、粉碎機を市役所に持参しなければならない。  
(実績報告)

第10条 粉碎機の借用を終えた貸出決定者は、みよし市剪定枝粉碎機使用実績報告書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。  
(遵守事項)

第11条 貸出決定者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 粉碎機により粉碎した剪定枝を土壌改良材等として有効利用することとし、燃やすごみ等として排出しないこと。
- (2) 粉碎機を使用する際は、騒音及び剪定枝の散乱防止等に十分配慮すること。
- (3) 粉碎機は、取扱説明書により適切に使用し、細心の注意を払って維持管理すること。
- (4) 紛失又は破損があった場合は、直ちに市に報告すること。
- (5) 粉碎機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (6) 粉碎機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (7) 粉碎機の処理能力を超えて使用しないこと。
- (8) 粉碎機の使用中に事故が発生した場合は、貸出決定者及び委任使用者において一切の責任を負うものとする。
- (9) 粉碎機は、屋内に保管すること。
- (10) 粉碎機を返却する際は次の使用者の支障にならないよう、借受け時と同じ状態で返却すること。

(使用の中止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、粉碎機の使用を中止させ、返却させるものとする。

- (1) 第2条に規定する貸出対象者の要件に該当しなくなったとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により決定書の交付を受けたとき。
- (3) 前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (4) 故障その他の理由により粉砕機の使用ができないとき。
- (5) 営利を目的として使用したとき。
- (6) その他貸出しが不適當であると判断したとき。

(損害賠償)

第13条 貸出決定者は、貸出しを受けた粉砕機を紛失、又は破損させたときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

2 貸出決定者の責に帰すべき事由により、当該貸出決定者又は第三者に損害を生じさせたときは、当該貸出決定者がその損害の賠償の責を負うものとし、市はその責を負わないものとする。

3 委任使用者が粉砕機を使用している間に生じた第1項に規定する損害については、貸出決定者及び当該委任使用者は連帯して賠償の責を負うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。